静岡県県有建築物長寿命化指針の概要

○ 県有建築物の維持保全に関する今後のあるべき方向性を示す指針を作成
○ 施設アセスメントにより今後も使い続けると判断された建築物に対して長寿命化を実施
○ 建築物の使用年数の目標値を「80 年」とし、これを達成するために、従来の事後保全に加え計画保全を導入
○ 部位部材・設備機器を重要度等の観点から３種類に分類し、財政的に効率的な保全を実施

１．目指すべき姿

○全体像の把握

・取組方針に示されている具体的取組を推進することにより長寿命化を達成するとともに、対象の全ての建築物の長期的な計画を作成し、年度ごとに必要な費用の全体像を長期的に把握

２．基本方針

○発想の転換

・これまで意識していなかった建築物の目標使用年数を「80 年」と設定
・従来の事後保全に加えて計画保全を導入し、安全性を確保しつつトータルコストを縮減

○選択と集中

・施設アセスメントにより今後も使い続けると判断された建築物に対して長寿命化を実施
・部位部材・設備機器を長寿命化への寄与度、安全性等の観点から「計画保全」「監視保全」「事後保全」に３分類しそれぞれに応じた財政的に効率的な保全を実施

３．取組方針

○劣化状況や危険箇所の把握

・維持保全情報の収集⇒保全支援システムの充実
・定期的な点検、劣化診断の実施⇒法定点検、日常点検、劣化診断

○有効な計画の作成

・長期維持保全計画⇒取壊しまでの計画
・中期維持保全計画⇒直近５年程度の計画

○効率的な保全の実施

・意見書制度⇒営繕部局が専門的見地から工事の妥当性、必要性等を評価し、優先順位の判断材料として活用

○施設管理者と営繕部局の協働の推進

・専門知識の少ない施設管理者を営繕部局が技術支援、保全説明会等を通して技術的にサポート

○新築時の長寿命化への配慮

・「80 年」を達成するために、新築の設計時に部材の選定、メンテナンス性、間仕切りの可変性等に配慮